

お知らせ

記者発表資料

令和6年8月6日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

日本委託管理株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目9番5号

2. 指名停止措置期間

令和6年8月6日 ～ 令和6年11月5日 (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

日本委託管理株式会社は、令和4年4月1日契約の「令和4年度中国地方整備局電話交換業務（R4-R6）」において、令和6年5月29日に休業する旨通知をし、同年6月3日付けで経営不振を理由に当該業務の継続が不可能となったため同月末日をもって契約解除を申し出る旨履行不能届を提出した。

そのため、中国地方整備局は業務委託単価契約書第12条の2第七号の規定に該当するとして、同号の規定に基づき、同月28日付けで当該契約を解除した。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、発注者との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

稲崎 孝始 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

池尻 泰人 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

小磯 政敏 (内線132)